

公立病院改革プランの概要

団 体 名		加賀市					
プ ラ ン の 名 称		加賀市病院事業改革プラン(山中温泉医療センター)					
策 定 日		平成 21年		3月		26日	
対 象 期 間		平成 21年度		～		平成 25年度	
病院の現状	病 院 名	山中温泉医療センター					
	所 在 地	石川県加賀市山中温泉上野町ル15番地1					
	病 床 数	199床					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科(10科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>山中温泉医療センターは、公的医療機関としての役割を踏まえ、地域における基幹病院として、他の医療機関で担うことの困難な医療を提供することを基本とし、急性期から慢性期医療を提供する体制で、市民の健康保持と地域医療の確保を図ってきた。今後も、病院の持つ機能と特色を最大限に活かしながら、指定管理者による民間的経営手法によって経営の安定化を図り、市民から求められる良質かつ安心して安全な医療提供体制を、継続していくことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 患者の声に耳を傾け問題解決に努める (2) 救急医療体制の確保 (3) 小児、周産期等の不採算部門に関わる医療の提供 (4) 地域医療連携の推進 (5) 特色を生かした事業の実施 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>繰出基準に関する総務省通知の考え方に基づき、項目ごとに地方交付税算出基準により算定することを基本とする。</p> <p>・建設改良及び企業債元利償還金については、繰出基準に則り負担 ・救急医療、小児医療、高度医療、リハビリテーションについては、交付税措置額を基準</p> <p>財政課との協議の中で、上記基準に則り繰り入れている。</p> <p>なお、指定管理者へは病院事業に繰り入れた額の一部を交付するものとし、その額については、協定書において定めるものとする。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	[山中温泉医療センター]						
	経常収支比率	99.2%	102.0%	101.0%	100.9%	100.9%	
	職員給与費比率	65.3%	65.3%	67.7%	68.1%	67.0%	
	病床利用率	76.6%	67.3%	69.8%	70.4%	70.9%	
上記目標数値設定の考え方		<p>経常収支比率…事業計画により医業収益の増加を図り、経費削減抑制対策により費用を抑えることで、100%達成の確保を目標とする。</p> <p>職員給与費比率…事業計画による職員採用計画に基づき、適正な人員確保により収益の増加を目指すための目標値とする。</p> <p>病床利用率…一日平均患者数の増加を目指し、安定的に70%以上を確保することを目標とする。</p>					

				団体名 (病院名)	加賀市 (山中温泉医療センター)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
一日平均入院患者数		152	134	139	140	141	
一日平均外来患者数		212	190	215	215	215	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	指定管理者制度導入済				
		事業規模・形態の見直し	加賀市の設置する2つの病院において、機能分化あるいは集約化を進める。				
		経費削減・抑制対策	目標達成に向けた具体的な取り組みは、指定管理者から提出された「事業計画及び中期計画書」のとおりである。なお、その内容については、協定書に定めるとおり協議し決定するものとする。				
		収入増加・確保対策	同上				
		その他	同上				
各年度の収支計画							
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	87.7%	18年度	84.3%	19年度	76.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	加賀市 (山中温泉医療センター)
--------------	---------------------

二次医療圏内の公立病院等 配置の現況	南加賀医療圏内の公的病院 ・加賀市民病院(226床:加賀市)・山中温泉医療センター(199床:加賀市) ・独立行政法人国立病院機構 石川病院(240床:加賀市) ・小松市民病院(371床:小松市)・能美市立病院(143床:能美市)		
都道府県医療計画等における 今後の方向性	地域の医療機関相互の機能分担と連携を強化することにより、地域医療ネットワー クを構築する。		
再編・ネットワーク化の概 要及び当該病院における対応 計画の概要	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 465 671 517"><時 期> 平成23年度</td> <td data-bbox="671 465 1461 1290"> <内 容> (1)検討・協議の方向性 石川県においては、平成20年3月に策定した「石川県医療計画」に 基づき、平成22年度までに、医療計画に定める4疾病(がん、脳卒 中、心筋梗塞、糖尿病)5事業(周産期、小児、救急、災害、へき地) について、公立病院をはじめ医療関係者との協議により、圏域毎の 医療連携体制のあり方を示す「再編・ネットワーク化構想」を策定す る予定である。 県においては、既に ・平成19年度から、脳卒中医療、急性心筋梗塞医療について ・平成20年度から、救急医療、周産期医療、小児医療、糖尿病医療に ついて 上記の協議に着手するとともに、新たに ・平成21年度から、がん医療、災害医療、へき地医療について 協議を開始する予定である。 また、平成24年度には、医療計画の改定を行うことから、これに伴っ て、「再編・ネットワーク化構想」を見直すこととする。 市としての方向性は、現在ある3つの公的医療機関の集約、統合も 必要であるということが、市民の総意であるならば、これに向けて考 えていく。 (2)検討・協議体制 「石川県医療計画推進委員会」及び 市においては2つの病院に医師会を加え、さらに石川病院も含めた中 で継続的に協議 (3)検討・協議のスケジュール、結論をとりまとめる時期 平成22年度までに県が示す「再編・ネットワーク化構想」に基づき、 平成23年度に対応計画を策定する。 また、平成24年度に県が「再編・ネットワーク化構想」を見直すため、 これに基づいて、25年度の次期改革プランの改定に反映する。 </td> </tr> </table>	<時 期> 平成23年度	<内 容> (1)検討・協議の方向性 石川県においては、平成20年3月に策定した「石川県医療計画」に 基づき、平成22年度までに、医療計画に定める4疾病(がん、脳卒 中、心筋梗塞、糖尿病)5事業(周産期、小児、救急、災害、へき地) について、公立病院をはじめ医療関係者との協議により、圏域毎の 医療連携体制のあり方を示す「再編・ネットワーク化構想」を策定す る予定である。 県においては、既に ・平成19年度から、脳卒中医療、急性心筋梗塞医療について ・平成20年度から、救急医療、周産期医療、小児医療、糖尿病医療に ついて 上記の協議に着手するとともに、新たに ・平成21年度から、がん医療、災害医療、へき地医療について 協議を開始する予定である。 また、平成24年度には、医療計画の改定を行うことから、これに伴っ て、「再編・ネットワーク化構想」を見直すこととする。 市としての方向性は、現在ある3つの公的医療機関の集約、統合も 必要であるということが、市民の総意であるならば、これに向けて考 えていく。 (2)検討・協議体制 「石川県医療計画推進委員会」及び 市においては2つの病院に医師会を加え、さらに石川病院も含めた中 で継続的に協議 (3)検討・協議のスケジュール、結論をとりまとめる時期 平成22年度までに県が示す「再編・ネットワーク化構想」に基づき、 平成23年度に対応計画を策定する。 また、平成24年度に県が「再編・ネットワーク化構想」を見直すため、 これに基づいて、25年度の次期改革プランの改定に反映する。
<時 期> 平成23年度	<内 容> (1)検討・協議の方向性 石川県においては、平成20年3月に策定した「石川県医療計画」に 基づき、平成22年度までに、医療計画に定める4疾病(がん、脳卒 中、心筋梗塞、糖尿病)5事業(周産期、小児、救急、災害、へき地) について、公立病院をはじめ医療関係者との協議により、圏域毎の 医療連携体制のあり方を示す「再編・ネットワーク化構想」を策定す る予定である。 県においては、既に ・平成19年度から、脳卒中医療、急性心筋梗塞医療について ・平成20年度から、救急医療、周産期医療、小児医療、糖尿病医療に ついて 上記の協議に着手するとともに、新たに ・平成21年度から、がん医療、災害医療、へき地医療について 協議を開始する予定である。 また、平成24年度には、医療計画の改定を行うことから、これに伴っ て、「再編・ネットワーク化構想」を見直すこととする。 市としての方向性は、現在ある3つの公的医療機関の集約、統合も 必要であるということが、市民の総意であるならば、これに向けて考 えていく。 (2)検討・協議体制 「石川県医療計画推進委員会」及び 市においては2つの病院に医師会を加え、さらに石川病院も含めた中 で継続的に協議 (3)検討・協議のスケジュール、結論をとりまとめる時期 平成22年度までに県が示す「再編・ネットワーク化構想」に基づき、 平成23年度に対応計画を策定する。 また、平成24年度に県が「再編・ネットワーク化構想」を見直すため、 これに基づいて、25年度の次期改革プランの改定に反映する。		
経営形態の現況 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合		
経営形態の見直し(検討)の方向 性 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検 討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡		
経営形態見直しに係る計画	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行		
経営形態見直し計画の概要	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 1570 671 1621"><時 期></td> <td data-bbox="671 1570 1461 1783"> <内 容> 山中温泉医療センターについては、既に指定管理者制度で運営を 行っている。また、国から移譲を受ける際の定めとして、移譲後10年 間はこの形態で病院事業を行うこととされているため、その期間は現 行の経営形態とする。 </td> </tr> </table>	<時 期>	<内 容> 山中温泉医療センターについては、既に指定管理者制度で運営を 行っている。また、国から移譲を受ける際の定めとして、移譲後10年 間はこの形態で病院事業を行うこととされているため、その期間は現 行の経営形態とする。
<時 期>	<内 容> 山中温泉医療センターについては、既に指定管理者制度で運営を 行っている。また、国から移譲を受ける際の定めとして、移譲後10年 間はこの形態で病院事業を行うこととされているため、その期間は現 行の経営形態とする。		
点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その 概要)	改革プランの点検及び評価の体制については、「加賀市地域医療審議会」を開催し、 改革プランの取組み状況等を点検、評価するものとする。 改革プランの内容変更についても同審議会において審議するものとする。		
点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	改革プランの進捗状況及び達成状況については、「加賀市地域医療審議会」の 審議を経て、毎年度9月末ごろに公表を行う。		
その他特記事項			